

## ◆ 羽村市高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画(案)

羽村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は、老人福祉法と介護保険法の規定に基づき、市における「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」の2つの計画を一体的な計画として策定するものです。

高齢者福祉や介護保険に関連する分野の計画に共通する理念や目標を掲げ、それぞれの分野に重点を置く計画として「羽村市高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画」を策定するため、知識経験者や関係機関の代表者、市民公募委員などで構成する「羽村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会」を設置し、検討を重ねてきました。

このたび、審議会からの答申を受け、計画(案)をまとめました。皆さんの意見を募集します。

**提出先・問合せ** 羽村市高齢福祉介護課高齢福祉係

〒205-18601 (所在地記載不要)

FAX 554-12921

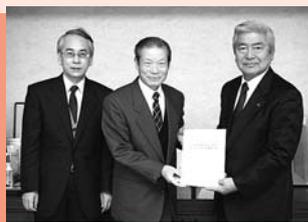
✉s304200@city.hamura.tokyo.jp

## 羽村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会の答申

市では、羽村市高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画について審議するため「羽村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会」を平成23年3月に設置し、12月までに7回の審議を重ねてきました。

12月21日(水)、同審議会から市長に答申書が提出されました。※答申の内容は、市役所1階高齢福祉介護課窓口・市役所1階市政情報コーナー・図書館・市ホームページでご覧いただけます。

問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係



▲答申の様子

### 羽村市高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画(案)の概要

#### ■ 基本理念

高齢者一人ひとりが健康で自立した生活を送ることができ、高齢者福祉施策の展開と、予防や介護の一貫性・連続性のある取組みを推進するため、「自立と尊厳の保持」「健康で生きがいをもてる『生涯現役社会』の実現」「共に助けあい支えあうまちの実現」を基本理念としています。

#### ■ 基本目標

基本理念の実現に向けて、「生涯現役に向けた環境づくり」「地域における総合的な支援体制づくり」「介護保険サービスの基盤づくり」「高齢者が安心して暮らせる環境づくり」を基本目標として設定しました。

#### ■ 施策の体系と展開

基本目標について現状と課題の分析を行い、計画を推進するための具体的な取組みをまとめました。

## ◆ 内容の閲覧

それぞれの案件の全文は、いずれも次のとおりご覧いただけます。

### 閲覧開始

1月4日(水)から

### 閲覧場所

提出先の窓口・市役所1階市政情報コーナー・図書館

※市ホームページでもご覧いただけます。

## ◆ 意見公募手続の方法など

### 意見の募集期間

いずれも1月4日(水)～2月2日(木)

### (午後5時必着)

### 意見を出せる方

市内在住・在勤・在学の方および施策などに利害関係を有する方

### 提出方法

必要事項を記入し、郵送・ファクス・Eメールまたは直接提出先へ(様式は問いません)

※電話での受付はできません。

※必要事項は、各閲覧場所・市ホームページで確認するか、担当課へ問い合わせてください。

### 注意

○住所・氏名などの必要事項が記入されていない場合は受け付けることができません。

○案件に対する賛否を問うものではありません。

○意見に対する個別の回答はできません。

○受け付けた意見については、個人情報を除いた上で、市の考え方を付して市ホームページなどで公表します。

# 固定資産税の申告・減額措置など

## ◆届出・申告が必要です

### □平成24年度分償却資産の申告

平成24年1月1日現在、市内に償却資産を所有している方は申告が必要です。12月中旬に申告書を送付しました。届いていない方は、連絡してください。

申告期間 1月4日(水)～31日(火) (祝日を除く) 午前

8時30分～午後5時

※土・日曜日も受け付けます (正午～午後1時を除く)。

### □取り壊し家屋(建物)の届け出

平成23年中に家屋の全部または一部を取り壊し、その家屋が登記されている場合は、東京法務局西多摩支局(登記所)で滅失登記をしてください。

また登記されていない家屋の場合は、取り壊しの届け出をしてください。滅失登記または届け出をしないと、平成24年度以降も家屋が存在するものとして課税する場合があります。

### □住宅用地などの申告

市内に土地を所有している方で、平成23年中に次に該当する方は、申告してください。

住宅を新築し、土地を新しく住宅用地として使用した/住宅を取り壊し、土地を住宅用地として使用しなくなった/住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新築した/住宅を事業用家屋に用途変更した

申告期限 1月31日(火)

## 住宅用地の建替え特例措置

固定資産税の賦課期日(1月1日)前に、住宅を取り壊した(住宅用地として土地利用をしていない)場合でも、住宅建替えに着工しているなど一定の要件で住宅用地の特例措置を受けることができます。特例措置を受ける場合は、申告が必要です。

## ◆各種減額措置の紹介

### □省エネ改修

平成20年1月1日以前に建てられた住宅(貸家を除く)で、平成20年4月1日～25年3月31日に、一定の省エネ改修を施工した場合、翌年度分の固定資産税を減額します。

対象 工事が30万円以上の次の工事

①窓の改修(二重サッシ・複層ガラスなど)

②①と併せて行う床・天井・壁の断熱工事

減額範囲 一戸あたり居住部分の床面積120㎡相当分までを限度とし、家屋の固定資産税額の3分の1

申告方法 原則として改修後3か月以内に、省エネ

基準に適合した工事であることについて、建築士・登録住宅性能評価機関または指定確認検査機関が発行した証明書を添えて申告



謹んで新春のお慶びを申し上げます。  
今年も皆様のお越しをお待ちしています。

問合せ 自然休暇村

☎ 0120-47-4017 ☎ 0551-48-4017

## ■1月のKOYOMI湯

1月は体を芯から温めてくれる「しょうがの湯」です。

## ■1月のイベント

### スキーシーズン到来!

休暇村は、家族でスキーを楽しむことのできる「サンメドウズ清里」まで車で5分で行くことができます。

そのほか、お子さんやシニアの方も安心して楽しむことができるグレンデが多くあります。

1月7日(土)～2月29日(日)に休暇村に宿泊し、スキー場を利用するお子さんへ当館の売店券をプレゼントします。

### 温かい料理のおもてなし

寒い季節にぴったりの「しし鍋」を夕食に用意しています。

※清里は降雪シーズンです。車でお越しの方は安全運転を心がけ、スタッドレスタイヤの装着・タイヤチェーンの携行をお勧めします。